

独立行政法人労働者健康福祉機構 平成23年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定により、平成21年3月31日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成23年度の業務運営に関する計画を定める。

平成23年3月30日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 名川 弘一

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

すべての業務に共通して取り組むべき事項

業績評価の実施、事業実績の公表等

- (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

- (2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。

各業務において取り組むべき事項

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

- (1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施

中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組む。

ア 13分野ごとに研究者会議を随時開催して、業績評価委員会医学研究評価部会において承認された研究計画に沿って研究を遂行するとともに、研究計画の変更が発生した場合には、再度、業績評価委員会医学研究評価部会等での評価を受ける。

イ 配置した本部研究ディレクター等を中心に更なる研究体制の強化を図るとともに、ストレス指標としての唾液ホルモン分析を分野横断的研究テーマとして、関係ディレクターによる研究者会議を開催する。

ウ 各研究センターが有する臨床の中核機能を維持しながら、管理業務を本部に集約する等の見直し案をもとに組織、業務内容等の検討を行う。

エ 独立行政法人国立病院機構との調整会議を開催し、症例データ収集方法等について検討する。

(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。

ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を26万件以上(参考：平成21年度実績250,266件)得る。

23年度にホームページの改訂を行う。

イ 労災疾病等に係るモデル医療等を効率的かつ効果的に普及する観点から、研究者の協力を得て教育研修の具体的手法についての検討会を開催する。

ウ 日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。

エ 労災病院と産業保健推進センター及び産業保健推進連絡事務所(以下「産業保健推進センター等」という。)が協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を13回以上実施する。

オ 勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター等、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための委員会を開催し検討を行う。

カ 研究計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を研究計画の改善に反映させる。

2 勤労者医療の中核的役割の推進

(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。

また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。

(ア) 「医療の質の評価等に関する検討委員会」において、引き続き指標の検討を行い、データ収集に向けた準備を推進する。

(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で順次実践し、これに係る症例検討会等での評価結果については、当該分野の研究者にフィードバックすることにより研究に反映させる。

(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成するための検討を行う。

(エ) 勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職

場復帰を図ることについて、メディカルソーシャルワーカー等を活用したモデル事業を試行するための研修会等を開催する。また、メディカルソーシャルワーカー等スタッフの育成を行うカリキュラム等作成のための検討を行う。

(オ) 危機管理マニュアルが大規模労働災害の発生に速やかに対応できるものになっているか検証を行う。

イ 労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び原価計算による医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のIT化を推進する。このため電子カルテシステムを1病院に、経営状況に配慮しつつ新たに導入する。

また、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされる機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用してコストの削減を図る。

ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。

(ア) 国の医師臨床研修制度の見直しを踏まえた新たな臨床研修プログラムに、勤労者医療に関する内容を盛り込む。

また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人(講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師)を育成し、機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。

(イ) 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修カリキュラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を得る。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。

エ 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みを行う。

- ・ 勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行う。
- ・ 日常の看護実践を勤労者医療の視点も持って行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。

オ

(ア) 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。

(イ) 良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について更新時期を迎えた施設にあっては受審に向けた準備を行う。

(ウ) チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。

(エ) 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」(平成22年度改訂)と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。

また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、引き続きすべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施する。さらに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等の取組により医療安全に関する知識・意識の向上を図る。

なお、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータの公表を継続するとともに、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を図る。

(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を確実に推進するため、平成23年度における実施数を勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ15万2千人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ2万2千人以上、講習会を延べ1万7千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ4千人以上実施する。

また、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。

なお、勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するために次のような取組を行う。

ア 利用者に対して質の高い指導・相談を提供するため、労働安全衛生関係機関との連携を図るなどして予防医療における方向性を得る。さらに得られた情報を踏まえ、予防医療関連学会が実施する研修会、講習会等に参加するなどして予防医療に係る最新の情報を取得し実務者のスキルアップを図る。さらに予防医療に関する効果的、効率的な指導法のための調査研究を実施し、指導に活用するほか、各種学会等で発表する。

イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について17時以降や、土、日、祝日にも実施する。さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行う。

ウ 利用者の満足度調査を実施し、参加者の80%以上から有用であった旨の

評価を得るとともに、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。

エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備するため、専任の医師、心理判定員等の専門スタッフを配置し、職場復帰支援を試行して評価する。

オ 勤労者予防医療センターで得られた効果的、効率的な指導法や調査研究で得られた成果を、産業保健推進センター等で行う研修等において活用する。

(3) 産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成を図るため、産業活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援対策の整備、構築を行うための検討を行う。

(4) 勤労者医療の地域支援の推進

勤労者医療の地域支援を推進するために、地域医療連携室を中心として次のような取組を行う。

特に、平成23年3月11日に発生した東北関東大震災における被災者等に対しては、全ての労災病院において、関係機関と連携を図りつつ、積極的に医療提供等の支援を行う。

ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。

イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。

ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。

エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった（役に立った）旨の評価を75%以上得るとともに、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。

(5) 行政機関等への貢献

ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会等に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。

ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、行政機関の要請に応じ、速やかに情報を提供する。

エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、当該関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、アスベストを原因とする中皮腫、肺がんの鑑別診断の根

抛となるアスベスト小体の計測検査について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。

また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。

ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を通じて対象患者のQOLの向上に取り組む。

イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会の開催及び実施マニュアルの配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

(2) 労災リハビリテーション作業所の運営

ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。

イ ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加勧奨、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。

4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センター等においては、労働災害防止計画に定める労働者の健康

確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。

特に、平成23年3月11日に発生した東北関東大震災における被災労働者、その家族等に対しては、関係機関と連携を図りつつ、メンタルヘルスケア等に関する相談等に積極的に対応する。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実

(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、前年度のニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、PDCAサイクルを的確に運用し、研修内容の質の向上を図る。

- ・ 関係機関、業界団体等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効果的・効率的な研修の実施を図る。
- ・ 産業保健関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。
- ・ 利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。
- ・ 職場のメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、非正規労働者の健康確保対策等の社会的関心の高いテーマ、労働衛生行政上新たに重点的に対策に取り組むこととなったテーマ、アンケート調査結果等を踏まえた利用者ニーズの高い研修テーマ等の研修を重点的に実施する。

以上の取組により、3千4百回以上の研修を実施する。

(イ) 産業保健関係者からの相談については、事業場が直面する個別課題への具体的解決方法等を的確に助言するとともに、相談体制の効率化を図る。

- ・ 面談相談については、効率化を図るため、昨年度まで実施してきた待機方式の窓口相談を廃止し、代わりに事前予約方式の予約面談相談を導入する。
- ・ 通信相談については、電話、FAXによる相談に引き続き的確に対応するとともに、利用者の利便性向上のため、ホームページ、メールマガジン等によるメール相談の利用を積極的に勧奨する。
- ・ 研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。

以上の取組により、1万9千件以上の相談件数を確保する。

(ウ) 研修、相談については、全産業保健推進センター等においてホームページ、メールマガジン等により案内、申込受付を行うとともに、引き続

き質及び利便性の向を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。

(エ) 平成21年度に実施した第2回追跡調査の分析結果については、引き続き、研修、相談等の事業運営の質的な向上に反映させる。

イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助

(ア) 本部及び産業保健推進センター等のホームページについては、更なる利便性向上に向けて更新を行うとともに、本部からの産業保健情報誌「産業保健21」及び産業保健推進センター等からの最新ニュース、行事案内を取りまとめたメールマガジンについても、利便性及び有益性の向上に努める。

また、事業主を対象として、産業保健活動の重要性を啓発するため、人材マネジメントにおける産業保健の役割、産業保健に係る安全配慮義務の判例等を内容とする事業主セミナーを積極的に実施し、事業場の産業保健関係者に対する相談、研修等の事業実績の拡大につなげる。

こうした取組とともに、下記(イ)の取組を行うことにより、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。

(イ) 利用者の利便性向上を図るため、各地域で利用できる関係機関のサービス、国の支援事業のサービス等の産業保健サービス情報を各産業保健推進センター等に集約するとともに、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供することにより、地域の産業保健総合情報センターの機能を担う。

ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実

(ア) 各産業保健推進センター等において、地域産業保健センター運営協議会への参加を通じて連携の強化を図るとともに、支援ニーズを的確に把握する。

(イ) 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、本部主催の新任研修を全国規模で開催するほか、各産業保健推進センター等が主催する能力向上研修を年1回以上開催する。また、産業保健推進センター等において、コーディネーター間の情報交換を目的とした交流会を開催する。

(ウ) 地域産業保健センターに登録している産業医を対象として、健康相談・個別指導等の指導力向上を図るための研修を実施する。

(エ) 産業保健推進センター等のホームページ、メールマガジン等を用いて、地域産業保健センターの活動内容、最新イベント等の紹介を行うことにより、地域産業保健センターを周知・広報面で支援する。

(2) 産業保健に係る助成金の支給業務

ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、経過措置を除き平成22年度末をもって事業が廃止となった。

なお、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、助成期間が

3年間継続することから、平成22年度までに登録を受け助成期間が残っている事業場に対して、経過措置として引き続き支給業務を実施する。

これに伴い、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の利用事業場に対しては、本部及び産業保健推進センター等から関係資料の提供等の必要な支援を行う。

イ 助成金に関する周知

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金については、新規利用が廃止されたことから、助成金制度利用勧奨の周知は行わない。

ウ 手続の迅速化

支給業務マニュアルによる事務処理及び事務処理等の負担軽減を図るための小規模事業場産業保健活動支援促進助成金支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止を図る。また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間については、審査業務等の効率化を図ることにより、40日以内を目指す。

さらに、不正受給の防止等を図るため、実態調査を実施するとともに、不正受給が発生した場合は速やかに公表する。

5 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 立替払の迅速化

不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、次の措置を講ずる。

特に、平成23年3月11日に発生した東北関東大震災に係る事案の立替払については、関係機関と連携を図り、迅速に対応する。

ア 原則週1回の立替払を堅持する。

イ 職員研修・疑義事例検討会の定期的な開催等により審査業務の標準化を徹底する。

ウ 大型請求事案に対しては、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより効率的な審査を実施する。

エ 破産管財人等による証明が的確に行われるよう、弁護士会等への働きかけを行う。

オ パンフレットやホームページによる情報提供の充実に努める。

カ 新たに請求書受付業務をシステム化し、相談対応及び審査業務の一層の効率化を推進する。

(2) 立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

ア 事業主等への求償等周知

立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。

イ 清算型における確実な債権保全

破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。

ウ 再建型における弁済の履行督促

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して、立替払の申請があった際に再生計画による弁済計画の確認を行い、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し提出督促を行うとともに、弁済督促を行う。

エ 事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促を行う。

また、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収を図る。

6 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、霊堂の環境整備に取り組む。

また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。

- (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともにバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化に努める。

さらに、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。

- (2) 役職員の人事・給与制度については社会情勢等に応じて見直しを検討する。

平成22年度に実施した年功的要素の是正を含めた給与制度の見直しについて、医師・看護師等の医療従事者の確保、給与水準等の観点から検証を行う。

- (3) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究報告書」(平成22年3月)を踏まえ、次の項目について充実・強化を行う。
- ア 統制環境(全ての者の統制に対する意識に影響を与える要素)
 - イ リスクの識別・評価・対応(障害となるリスクの識別・分析・評価及び対応)
 - ウ 統制活動(指示が適切に実行されるための方法・手続き)
 - エ 情報と伝達(必要な情報の組織内外への適切な伝達)
 - オ モニタリング(内部統制の有効機能の継続的な評価)
 - カ ICTへの対応(ICT環境への対応並びにICTの利用及び統制)

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

ア 一般管理費(退職手当を除く。)については、業務委託の推進等人件費の抑制、契約形態の抜本的な見直しを行うことによる一般競争入札の積極的な実施、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減等に努める。

また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、市場価格調査の積極的な実施、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。

イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施、物品の統一化を図ることによる物品調達コストの縮減、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により、その費用のうち運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

ウ 産業保健推進センターの集約化を段階的に進める。なお、産業保健支援サービスの全国的な提供機能は維持し、利用者に対する産業保健支援サービスを後退させないように、6箇所産業保健推進連絡事務所を立ち上げる。

また、業務の効率化を図るため、待機方式の窓口相談を廃止し、事前予約方式の予約面談相談に切り替える。

(2) 給与水準の適正化等

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえるとともに、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保を行いつつ、人件費の適正化を行う。

また、事務・技術職員の給与水準について、平成22年度における状況の検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

(3) 随意契約の見直し

契約については、契約監視委員会の点検・見直しを踏まえた「随意契約等見

直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を推進する。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検し、審議結果をホームページにて公表する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、仕様書にあっては、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・一者応募の改善については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査する。

ウ 監事等の入札・契約に係る監査にあっては、適正な契約に向けた取組状況、重点項目等の情報提供により、チェックを行うよう要請する。

(4) 医業未収金の徴収業務の効率化

すべての労災病院において、平成21年10月より実施している民間競争入札による医業未収金の徴収業務を適切に運営する。

一定期間経過した債権の支払案内等の業務を委託することにより、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、徴収業務の効率化を行い、従来、病院職員がこのような未収金対策に要していた業務時間を、未収金の新規発生防止、新規未収金の回収業務及び訴訟等の法的措置実施業務に傾注し、適正な債権管理業務を行う。

また、医業未収金の支払案内等の民間競争入札については、実施状況等を踏まえ、その成果を検証し、今後の支払案内等業務への活用について検討を行う。

(5) 未払賃金立替払事業の管理コストの効率化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。

(6) 職員宿舍料の適正化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、職員宿舍料の適正化を講ずるために、適切な水準となるように宿舍使用料の見直しを行う。

(7) 調達効率化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、後発医薬品の採用拡大や医療消耗品、高額手術材料、放射線医療機器の共同購入等により費用の節減を図る。

3 労災病院の在り方の総合的検討

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、個々の労災病院について、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証した結果を公表する。

また、近隣に国立病院がある労災病院については診療連携の構築の在り方を引き続き検討する。

4 業務内容の改善

納骨堂業務

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、産業 殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。

5 保有資産の見直し

事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

(1) 労災病院については、新入院患者数の確保、平均在院日数の適正化、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、後発医薬品の採用拡大、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により当期利益の確保に努める。

また、機構の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行う。

また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額189百万円を回収する。

2 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙1のとおり

3 収支計画

別紙2のとおり

4 資金計画

別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

3,482百万円(運営費交付金年間支出の1/2分の3を計上)

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、引き続き土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、早期処分のために不動産媒介業者を活用するなど、順次売却手続を進める。

第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数(720人)以内とする。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、前年度に引き続き九州労災病院、千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の施設整備を進める。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。

ア 施設名

総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校

イ 予定額

総額 2,457百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、次のような取組を行う

(1) 労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の定着を図るとともに、高齢在所者について、退所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組む。

- (2) 千葉作業所については、在所者の意向に沿った退所先の確保に努め、平成 2 3 年度末に廃止する。
- (3) 平成 2 4 年度末に廃止する福井及び愛知作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組む。
- (4) 他の作業所については、作業所の廃止時期の設定及び廃止に伴う必要な準備を進める。

2 産業保健推進センターの管理部門の集約化、助成金事業の廃止等

産業保健推進センターの集約化を段階的に進め、管理部門の効率化を図る。

また、業務の効率化を図るため、待機方式の窓口相談を廃止し、事前予約方式の予約面談相談に切り替える。

さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業(平成 2 1 年度及び平成 2 2 年度の新規登録事業者の継続分を除く)及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。

別紙1（第3の2関係）

年度計画予算

平成23事業年度

（労働者健康福祉機構）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	3 2 8 , 9 1 7
運営費交付金	9 , 0 4 9
施設整備費補助金	2 , 4 5 7
その他の国庫補助金	1 9 , 4 7 3
民間借入金	2 , 7 9 9
求償権回収金	7 , 9 1 9
貸付金利息	2 9
貸付回収金	3 1 5
業務収入	2 8 3 , 3 8 4
受託収入	0
業務外収入	3 , 4 9 2
支 出	3 2 2 , 4 4 7
業務経費	2 9 7 , 6 4 5
本部業務関係経費	8 8 5
病院業務関係経費	2 6 2 , 9 5 9
施設業務関係経費	6 , 5 9 4
賃金援護業務関係経費	2 7 , 1 8 0
産業保健業務関係経費	2 8
施設整備費	2 , 4 5 7
受託経費	0
借入金償還	3 , 2 6 8
支払利息	4 7
一般管理費	1 9 , 0 2 9
物件費	6 , 8 5 1
人件費	1 0 , 5 2 8
退職手当	1 , 6 5 1

（注釈）金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

〔人件費の見積もり〕

平成23年度110,285百万円を支出する。

別紙2（第3の3関係）

収 支 計 画

平成 2 3 事 業 年 度

（労働者健康福祉機構）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	313,737
経常費用	313,494
医療事業費	290,521
未払賃金立替払業務費用	19,174
一般管理費	3,444
財務費用	355
臨時損失	244
収益の部	316,279
経常収益	316,250
医療事業収入	283,216
運営費交付金収益	9,187
施設費収益	629
補助金等収益	19,296
寄付金収益	8
財務収益	303
その他の収入	3,611
臨時利益	29
純利益	2,541
目的積立金取崩額	-
総利益	2,541

（注釈）金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資 金 計 画

平成 2 3 事 業 年 度

（労働者健康福祉機構）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	434,478
業務活動による支出	298,019
投資活動による支出	15,486
財務活動による支出	8,553
次年度への繰越金	112,419
資金収入	434,478
業務活動による収入	323,215
業務収入	289,209
運営費交付金による収入	9,049
国庫補助金による収入	19,473
未収財源措置予定額収入	166
その他の国庫補助金収入	19,307
その他の収入	5,483
投資活動による収入	47,857
施設整備費補助金による収入	2,457
その他の収入	45,400
財務活動による収入	2,799
前年度よりの繰越金	60,607

（注釈1）未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

（注釈2）金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。